



Title	判断系のモダリティ : 「なければならぬ」と「べきだ」を中心に
Author(s)	劉, 笑明
Citation	国語国文研究, 109, 64(1)-58(7)
Issue Date	1998-05-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/94760
Type	journal article
File Information	kokugokokubunkenkyu_109_64-58.pdf



判断系のモダリティ

——「なければならない」と「べきだ」を中心に——

劉 笑 明

キーワード：事態選択、主語、述語用言、モダリティ

要 旨

本稿は、「なければならない」と「べきだ」の表現を構文的に分析することを試みるものである。この中で両者の意味の特徴と文の共起要素との関連、主語の制約などの諸現象を考察し、文の構造とモダリティとの関わりが論じられる。

1. はじめに

現代日本語において、「なければならない」、「べきだ」などは判断系のモダリティ形式として挙げられたことがある。これらの形式は益岡（1987、1991）、森山（1992）などの研究において「価値判断のモダリティ（ムード）形式」として位置づけられており、「義務」「当然」あるいは「価値判断」などの判断を表すと記述されているが、構文的に主語と述語用言およびモダリティとの関連についてはあまり詳細に論じられてこなかった。

そこで本稿は、従来の研究に基づいて代表的なものとして「なければならない」と「べきだ」の構文を取り上げ、文の主語と話者とが一致するかどうか、という視点から、主語と述語用言およびモダリティとの関わり、また両者の相互交換の可能性を調べ、考察を進めることによってそれぞれの構文の特徴を明らかにしていきたい。

2. 主語と話者とが一致する文

「なければならない」と「べきだ」の形式は基本的に未実現の事柄に対する「義務、当然……」といった当為的な意味を表す。両形式はかなり同義的に用いられているようである^(註1)。一方、両形式の違いについては丹羽（1991）は、

「べき」は、話者の主観において当該事態の実現を妥当なこととして要請するという判断を表す。「なければならない」は、当該事態の実現が要請される状況にある、ということを表す。（「べきだ」と「なければならない」『大阪学院大学人文自然論叢』23、24号）

とし、つまり話者の主観的な判断による要請か、状況からの要請か、という点に着目した説明を行っている。

まず、話者が自分自身の行為について述べる場合を考えてみよう。

- (1) じゃあ、俺はこれから、仕事で出掛けなければならない。(井上靖『その人の名はいえない』)
- (2) 私がホームステイしている家では、毎日自分の部屋を掃除しなければなりません。(坂本正『日本語表現文型例文集』)
- (3) 今母が熱を出していますから、元気になるまで小さい妹の世話をしなければなりません。(出典同上)
- (4) 歯が痛い。実際に、相当に痛くなってきた。眠るためには痛みを消さなければならない。(山口瞳『酔いどれ紀行』)
- (5) 本来ならば、山小舎で待っていた私の方が無傷でなければならない。(山口瞳『わが町』)

のように、話者は行為主体でも状態主体でも、構文の主語に立ち、自分自身の行為または状態を述べている。主語と話者とが一致し、有生名詞である。(1)―(4)では、動作用言が述語に来るとき、話者主語の行為主体は一種の義務、責任または当然のこととして受け取って事態を認識する。その問題を解決するためにそうしなければならない、そうするのが当たり前である。しかし、(5)では、状態性用言が述語に来るとき、主語は一種の状態として文に現れ、話者は主語の状態に対して説明、判断する。「なければならない」は事態成立の必然性を示す。ところが、話者主語の場合、「なければならない」の構文は成り立つが、「べきだ」の構文は成り立ちにくい。例えば、上記の(1)、(3)を「べきだ」に置き換えてみれば、

?(6) じゃあ、俺はこれから、仕事で出掛けるべきだ。

?(7) 今母が熱を出していますから、元気になるまで小さい妹の世話をすべきだ。

のように、不自然な文となる。「べきだ」の形式は話者自身の行為について表しにくい。その理由はモダリティの視点から分析してみれば、次のようである。第一に、意志の尊重という点である。「べきだ」は「話者が妥当であると判断したことの行為主体への要請」を表す。この場合、話者が妥当であると判断したことを話者自身へ要請する。また、行為主体と話者とが一致するために話者の意志が尊重されることになる。行為をするのが自分自身でありながら、しても、しなくてもその意志を尊重するという表現は奇異である。第二に、「べきだ」は話者が妥当であると判断したことを要請しながら、その事態の実現に対する期待は小さいという点である。話者自身の行為について述べる場合、自分で妥当であるという判断をしておきながら実は、実現を期待していないという矛盾が起こる^(注2)。以上が「べきだ」を話者自身の行為について使用しにくい理由であると考えられる。従って、「べきだ」の形式では主語がモダリティに制約さ

れており、話者主語の表現は成り立ちにくい。

3. 主語と話者とが一致しない文

主語と話者とが一致しない文の中に二種の現象が見られる。その一つは有生名詞の主語であり、もう一つは無生名詞の主語である。以下、それぞれの表現を分析してみたい。

3-1 有生名詞の主語

- (8) 君はこの車を修理しなければならない。(森山卓郎 1997)
- (9) 君が責任をとるべきだ。(市川保子『日本語誤用例文小辞典』)

のように、主語と話者とは異なり、主語は有生名詞の二人称の聞き手である。動作性用言は述語に現れる場合、話者が聞き手への働きかけを表す。(8)では話者は聞き手へ勧告、説明を行い、その事態の実現を強く期待し、聞き手も一種の責任としてそうしなければならず、意志による選択の余地が小さいのである。それに対し、(9)では話者は聞き手へ一種の命令を下すが、その事態の実現を期待する度合いが低く、聞き手はそうするかどうか、という意志による選択の自由度が大きい。

- (10) それを聞こうとすれば、ヤコフは当然のこととして、牡丹江の一夜のことを口に出さなければならない。(西村望『流亡』)
- (11) そして、それを失ったまま彼女も、いずれ旅先で不遇のうちに死ななければならない。(出典同上)
- (12) 天皇陛下は国民の象徴でなければならない。(市川保子『日本語誤用例文小辞典』)

のように、主語には具体的な第三者が来るとき、話者は客観的な状況によって単に事態に対する一種の判断、表明を下す。しかも述語として動作性用言でも状態性用言でも文は成り立つ。

- (13) 先生と話す時には敬語を使わなければなりません。(坂本正『日本語表現文型例文集』)
- (14) 修士論文は、1月12日午後5時までに教務掛に提出しなければならない。(北大文学研究科『学生便覧』)
- (15) 車内では年寄りや体の不自由な人に席を譲るべきだ。(阪田雪子他『文法Ⅱ』)
- (16) 北海道へ旅行するなら、6、7月に行くべきだ。(出典同上)

のように、主語と話者とは異なり、主語は文に出現しなくても、文脈によって事柄に関係のある多数の他者を指すと考えられる。(13)、(14)では話者は事柄に関係のある人々

に対して礼儀や規則などを説明、忠告する。(15)、(16)では話者は道徳や常識や経験などとして他者に忠告する。

- (17) 日本語を勉強している学生は、漢字も覚えなければなりません。(坂本正『日本語表現文型例文集』)
- (18) 試験場に於いて、受験者は必ず監督者の指示に従わなければならない。(北大文学研究科『学生便覧』)
- (19) 仲人としては差された盃は受けなければならない。(山口瞳『酔いどれ紀行』)
- (20) 日本にいる外国人はいつも外国人登録証を持っていなければなりません。(坂本正『日本語表現文型例文集』)
- (21) その間、旅客は一つ所にじっとしていなければならない。(西村望『流亡』)
- (22) 語ろうとする何物も持たぬ時でも、聞いてくれる友はなければならぬ。(小林秀雄『Xへの手紙』)
- (23) わたしの敵は、ほかになければなりません。(東外大『日本語II』)

のように、上の用例は主語と話者とは一致せず、行為主体でも状態主体でも主語は総称的人称であり、述語は動作性用言または状態性用言である。このような条件で文も成り立つ。(17)–(19)では話者は一種の方法、経験、規則、習慣などとして他者に説明、勧告する。行為主体は必ずそのルールを遵守しなければならないのである。(20)–(23)では話者は事柄の状態を説明、判断し、他者主語は一種の現象、状態として存在する。

これまで、両表現では主語はすべて有生名詞である。

3-2 無生名詞の主語

従来の研究では、無生名詞主語の構文についてはあまり触れていない。ここでは無生名詞主語の構文を取り上げて検討してみたい。「なければならない」の形式において、無生名詞主語の表現は一般に成り立たないが、次のようなことが許されるようである。

- (24) このバルザック個人における理論と実践との論理関係はまたマルクス個人にとっても同様でなければならない。(小林秀雄『様々なる意匠』)
- (25) もし幕舎なら、それは上海ではない。上海以前でなければならない。(西村望『流亡』)
- (26) 英一郎の勉強中、まわりは静まり返っていなければならない。(城山三郎『素直な戦士たち』)
- (27) この解剖に使用する遺体は、死後、解剖のための前処置として、短くて三ヶ月以上、大体一年間ぐらい、薬液で固定保存をされなければならない。(渡辺淳一『白き旅立ち』)
- (28) 指導要録は第一に指導のための教師の大切な資料であり、正確に書かれなければならない。(朝日新聞 93、2、7)

のように、主語と話者とは一致せず、主語はすべて無生名詞である。「なければならない」の表現における主語はこれまでの研究ではほとんど有生名詞の行為主体を指している。「なければならない」のモダリティから考えれば、「なければならない」が文末に現れ、平叙文、現在形の場合、無生名詞主語の構文は一般には不可能のはずであったが、このような構文は何故成り立つか。その要因は、述語に現れたものは状態性用言であるため、主語はモダリティに制限されず、主語は無生名詞であっても、このような条件で文は成り立つ。いうまでもなく、(24)–(26)では述語は状態性用言である。(27)の遺体には男女、老少を含み、(28)の指導要録には数学、国語などを含むと考えられる。従って、(27)、(28)では主語が一種の総称性を持つので、「れる、られる」は状態性と解釈せざるを得ない。「れる・られる」は通常「状態性」とは分類されないので、「モダリティ制限の解除」のための存在と呼び換えてもよからう。モダリティの解除の問題は従来の「状態性」の概念の拡張である。この問題については劉（1997「「たい」から見た主語とモダリティ」）を参照していただきたい。

上記の例では主語は行為主体ではなく、一種の事物存在の状態である。話者が事物に対する判断や要求の意を表す。ところが、以下のような構文条件においても「べきだ」の構文は成り立たない。

* (29) まもなくチョークが折れるべきだ。

* (30) 明日は大雪が降るべきだ。

のように、状態性用言または自動詞が文に出現しても、文も成り立たない。これは「べきだ」の性質によって決まっているわけであり、「べきだ」構文の主語は必ず有生名詞の行為主体でなければならない。そこで「なければならない」は「べきだ」よりかなり状況や範囲などが広く用いられる。

3-3 両形式の置き換え

「なければならない」と「べきだ」は共通点と相違点があるが、一体どのような場合には両者が置き換えられるか、ここで両形式の相互交換の可能性について少し触れてみたい。

(31) 親は、子供のために生きるべきだ／なければならない。(三浦綾子『裁きの家』)

(32) 人間は意義のある人生を送るべきだ／なければならない。(作例)

(33) 君はすぐ家に帰るべきだ／なければならない。(作例)

のように、文脈によって行為主体は義務、責任、または命令、当然のこととして受け取る場合、さらに言えば、行為主体にとっては事柄に対して個人の意志による選択の余地がある場合、「べきだ」と「なければならない」とを置き換えることができる。それ以外は置き換えにくい。

(34) 日本では、自動車は道路の左側を走らなければならない／？べきだ。(阪田雪子他『文法Ⅱ』)

(35) 人間はいつかは誰でも死ななければならない／？べきだ。(作例)

のように、「なければならない」を「べきだ」に置き換えにくい。何故なら、(34)は法律、規則からの状況的要請であり、(35)は運命、生命の自然規律からの状況的要請であるので、行為主体としては誰でもその法律や事柄の自然規律を遵守しなければならず、抵抗しようのない、意志による選択の余地はまったくないのである。従って、このような文は「べきだ」と交換することが極めて難しい。

4. おわりに

以上、実例を通して「なければならない」と「べきだ」の構文を分析してきた。結論として、次のようにまとめることができる。

(1) 「なければならない」構文について

述語は動作性用言でも状態性用言でも、また主語と話者とが一致しても、しなくても文は成り立ち、主語と話者は有生名詞である。しかし、主語は無生名詞の場合、主語と話者とは異なり、述語は必ず状態性用言であり、主語がモダリティの制限から解放される。尚、動作性用言が述語に来るとき、行為主体の意志の有無に関わらず、状況的にあるいは話者からの実現への強い要請を表す。行為主体は事態によって義務、責任または命令、当然のこととして受け取る場合、意志の選択の自由度が割小さい。それに対して、事態によって法律、規則または事物の自然規律として受け取る場合、個人の意志による選択の余地はない。ところが、状態性用言が述語に来るとき、話者は客観的な状況によって事物の本性、成り行きを判断する。文は主語の状態の叙述である。

(2) 「べきだ」構文について

「べきだ」構文の成立の条件としては、述語は動作性用言であり、主語は有生名詞である、しかも主語と話者とが一致しない場合に限られる。それ以外は、文が成り立ちにくい。また文は話者が状況的に妥当であると判断したことの行為主体への要請を表すが、行為主体は事態に対して意志による選択の余地がある。行為主体の意志は話者に尊重される。

(3) 両形式の置き換えについて

「べきだ」と「なければならない」とは置き換える可能性があるが、文は行為主体として個人の意志を選択する余地がある場合に限られる。言い換えれば、行為主体として個人の意志を選択する余地のない場合には「なければならない」は「べきだ」と置き換えられないのである。

拙稿はモダリティと状態性用言との関わりおよび「べきだ」と「なければならない」との置き換えについて、さらに検討する必要があるが、別の機会に譲りたい。

注

- 1) 森田良行・松木正恵 (1989『日本語表現文型』アルク) を参照されたい。
- 2) 「べきだ」の構文では話者主語が難しいということについては、郷丸静香 (1995「現代日本語の為表現 ―「なければならぬ」と「べきだ」―」『三重大学日本語学文学』6) を参照のこと。

用例出典

朝日新聞 93.2.7

井上 靖『その人の名は言えない』文芸春秋

市川保子『日本語誤用例文小辞典』凡人社

小林秀雄『Xへの手紙』、『様々なる意匠』角川文庫

坂本 正『日本語表現文型例文集』凡人社

阪田雪子他『文法Ⅱ』凡人社

城山三郎『素直な戦士たち』新潮文庫

東大附属日本語学校『日本語Ⅱ』

西村 望『流亡』光文社文庫

北大大学院文学研究科『学生便覧』

三浦綾子『裁きの家』集英社文庫

山口 瞳『酔いどれ紀行』新潮社、『わが町』角川文庫

渡辺淳一『白き旅立ち』新潮文庫

参考文献

金田一春彦 (1976)『日本語動詞のアスペクト』むぎ書房

寺村秀夫 (1984)『日本語のシンタクスと意味Ⅱ』くろしお出版

丹羽哲也 (1991)「「べきだ」と「なければならぬ」」『大阪学院大学人文自然論叢』

仁田義雄 (1991)『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房

〃 (1997)『日本語文法研究序説 ― 日本語の記述文法を目指して ―』くろしお出版

益岡隆志 (1987)「モダリティの構造と意味 ― 価値判断のモダリティをめぐる ―」『日本語学』六巻七号 明治書院

〃 (1991)『モダリティの文法』くろしお出版

森山卓郎 (1992)「価値判断のモード形式と人称」『日本語教育』77 日本語教育学会

〃 (1997)「日本語における事態選択形式 ― 「義務」「必要」「許可」などのモード形式の意味構造 ―」『国語学』188 国語学会

劉 笑明 (1997)「「たい」から見た主語とモダリティ」『国語国文研究』105、「モダリティから見た主体」同 106、北海道大学国語国文学会

Miori Kubo (1994)『JAPANESE SYNTACTIC STRUCTURES AND THEIR CONSTRUCTIONAL MEANINGS』HITUZI SYOBO